

勝沼CATV契約約款

(当社が行うサービス)

第1条 勝沼CATV株式会社(以下「当社」という)は、この約款により次の役務を行います。

- 1 当社が定める総務省に届け出た業務区域において、放送法にもとづき同時再放送する事業
- 2 当社及び他社の制作する番組を自主放送する事業
- 3 上記各事業に付帯する一切の事業

(加入契約、工事料、加入負担金、利用料等)

第2条 CATVを利用する者は、加入契約を行なった後、引込工事にかかる工事料と加入負担金、施設の利用料を支払うものとします。加入契約、料金並びに支払い方法等については次のとおりとします。

1 加入契約

加入契約は、加入申込者があらかじめこの約款に同意し、当社所定の手続きを経て、当社がこれを承諾したときをもって成立するものとします。

2 工事料

当社が行う下記の各号に該当する工事の料金は実費とし、当社に支払うものとします。なお、当社は加入者宅内の配線設備その他の宅内設備に係る工事を行わないものとします。

- (1) 新規に加入するとき、クロージャーカーから加入者宅までの引込工事
- (2) 加入者が改築等のため一時取り外しを希望するときは、再び接続する分も含む一時撤去工事
- (3) 加入者が移転等のために行う移設工事。ただし、CATV事業区域内に限ります。

3 加入負担金

当社CATVに加入するためには、加入負担金として10万円(税込)を支払うものとします。支払った加入負担金は返戻しないものとします。

4 利用料(NHKの受信料は含みません)

- (1) 一般家庭は光端末受信装置(以下「V-ONU」という)1台当り、集合住宅は1世帯当り、事業所はテレビ1台当り月額2,750円(税込)
- (2) 集合住宅のテレビ利用料は住宅ごとに代表者を互選し、当該代表者が毎月20日までにその前月分を徴収し、世帯数の報告と合わせて納入することとします。
- (3) CSデジタル及びBSデジタルによる有料チャンネル料金は、別途定めるものとします。
- (4) 利用料は社会経済情勢、及び経営状況に応じて変更する場合があります。

5 料金の支払い方法は、当社が指定する金融機関(フルーツ山梨農業協同組合・山梨中央銀行・山梨県民信用組合・郵便局)を通じた口座振替、当社が発行する請求書に基づく振込又は当社窓口における現金払いとします。

6 口座振替日は、毎月20日とします。ただし、その日が金融機関の休日にあたるときは、その日以降の最初の営業日を口座振替日とします。

7 利用者が指定口座の残高不足その他の事由により口座振替日に料金の支払いができなかった場合、又は請求書による支払いについて当社が定める支払期日までに料金の支払いがなかった場合には、当社は再請求に係る事務手数料として1回につき110円(税込)を加算して請求することができるものとします。

8 出張サポート料

加入者から映像不良その他受信に関する不具合について申出があり、当社の社員が加入者宅等を訪問して調査又は技術的支援を行った結果、その原因が加入者の管理する設備、機器、配線、設定又は操作等にあると認められる場合は、出張サポート料として3,300円(税込)を支払うものとします。

ただし、当社設備又は当社の責めに帰すべき事由に起因する不具合については、この限りではありません。

9 名義変更

加入者名義は、3親等以内の親族であればこれを変更することができます。それ以外の者へ変更する場合は、加入負担金の納入等、新規加入と同様の手続きが必要となります。

10 権利譲渡の禁止

加入者が第三者に利用する権利を譲渡することはできないものとします。又、転居・売買等により

CATVの加入を中止する場合は、利用する権利を放棄するものとします。

11 休止及び休止解除

- (1) 加入者の都合により一時休止する場合は、当社に休止申出書を提出するものとします。この場合、休止手数料として2,200円(税込)を支払うものとします。なお、撤去を伴う場合は、別途工事料についても支払うものとします。
- (2) 休止の期間は1年以内とし、休止期間を延長する場合は、1年につき3か月分の利用料を支払うものとします。
- (3) 休止を解除する場合は、当社に休止解除申出書を提出するものとします。この場合、休止解除手数料として2,200円(税込)を支払うものとします。なお、引込工事等を伴う場合は、別途工事料についても支払うものとします。

12 加入中止(脱退)

- (1) 加入者の都合により加入を中止(脱退)する場合は、当社に加入中止申出書を提出するものとします。この場合、手数料(又は工事料)は支払わないこととします。
- (2) 加入中止を解除する場合は、新規加入と同様の手続きを行うこととし、加入負担金についても支払うものとします。
- (3) 加入者が利用料その他の債務を長期間滞納し、当社が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず支払いを行わない場合その他本約款に重大な違反があった場合は、当社は加入を中止(脱退)させることができるものとします。
- (4) 前項により加入を中止(脱退)した場合、加入者はCATVを利用する権利を失うものとし、当社は必要に応じて当社設備の撤去を行うことができるものとします。
- (5) 前項により加入を中止(脱退)した者が再度加入を希望する場合は、未払いの利用料その他の債務を完済のうえ、新規加入と同様の手続きを行い、加入負担金その他所定の費用を支払うものとします。

13 天災地変、気象変動、フェージング等による干渉障害、施設改修工事、その他当社の責に帰すことができない事由により、当社が第1条に定めるサービスが一時的にできなかった場合、利用料等の減額、返金は行わないものとします。

14 集合住宅等で、特別な施設工事を必要とする場合の工事料は、別に定めるものとします。

15 当社が加入者に対して貸与する機器類の電源は、加入者が負担するものとします。

(契約約款及び利用料等の改定)

第3条 本契約約款及び利用料等は、社会経済情勢及び経営状況に応じて変更する場合があります。その場合、変更後の契約約款及び利用料等を適用するものとします。変更にあたっては当社が発行する広報誌(CATVだより)、自主放送チャンネル、ホームページへの掲載、書面による通知その他適当と認める方法により事前に周知するものとします。

(反社会的勢力の排除)

第4条 当社は、加入申込者が次の各号に該当する場合、加入申込は承諾しないものとします。また、加入者が次の各号に該当することが判明した場合は、催告を要せずに本契約を解除することができるものとします。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下、まとめて「反社会的勢力」という)に属すると認められるとき
- (2) 反社会的勢力を利用していると認められるとき
- (3) 反社会的勢力がその経営に実質的に関与していると認められるとき
- (4) 反社会的勢力に資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関係にあると認められるとき
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係にあるとき
- (6) 自ら又は第三者を利用して、当社に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いたとき、又風評を流布し偽計を用いて当社の信頼を毀損し、又は業務を妨害したとき

上記解除により、加入申込者及び、加入者に損害が生じても、当社は何らこれを賠償、ないし補償することはないものとします。又かかる解除により、当社に損害が生じた場合には、加入申込者及び加入者が損害を賠償するものとします。賠償額は双方協議して定めることとします。

(施設の更新点検等)

第5条 当社のCATV施設は定期的、又は必要に応じて更新及び点検を行います。この際、加入者は工事及び点検に対して協力することとします。又、施設の工事点検等は、当社の社員及び指定した業者以外は行うことができないものとします。

(保守管理の責任分界点等)

第6条 当社が管理する施設の範囲は、当社設備からV-ONUまでとし、V-ONUから先の宅内配線、テレビ受信機その他の宅内設備は加入者の管理とします。当社設備の保守管理に要する費用は当社が負担し、加入者が管理する宅内設備の保守管理に要する費用は加入者の負担とします。

(加入者の責任事項)

第7条 引込線に対し加入者の故意又は過失により施設が破損した場合、施設の修理料金は加入者が負担するものとします。

(当社の免責事項)

第8条 当社のCATV施設には保安装置が設けられていますが、落雷等により受信装置(テレビ・ビデオ・ラジオ等)を含む加入者の所有物が破損した場合は、一切責任を負うことはできないものとします。

(サービスの廃止)

第9条 天災地変等の非常事態(災害)が発生したときは、CATV業務の中止や電波の送信等サービス(以下「サービス」という)の提供を廃止することがあります。この場合、前条までの規定は適用しないものとし、利用料等の減額返金は行わないものとします。

(サービスの停止)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、サービスを停止することとします。

- (1) 加入負担金、又は利用料を3か月以上滞納した場合
- (2) 当社が管理するCATV施設に損害を与える行為があった場合
- (3) 自己の引込線を他の者に利用させた場合
- (4) その他本契約に違反する行為があった場合

(サービスの再開)

第11条 前条第1項第1号によりサービスを停止された加入者がサービスの再開を求める場合は、滞納分の利用料その他の債務及び再開手数料1,100円(税込)を支払うことにより、サービスの再開を受けることができるものとします。

(加入者個人情報の取り扱い)

第12条 当社は、加入者の個人情報を、個人情報の保護に関する法令その他関係法令を遵守し、適正に取り扱うものとします。なお、加入者の個人情報の利用目的その他取扱いに関する事項については、当社が別に定める個人情報保護方針によるものとします。

(著作権及び著作隣接権の保護)

第13条 加入者は個人的又は家庭内、その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除き、当社が提供するサービスを不特定又は多数人に対する対価を受けての上映、録画機、その他の方法による複製、及び係る複製物の上映、その他当社が提供するサービスに対して有する著作権及び著作隣接権を侵害する行為をすることはできないものとします。

(付帯サービス)

第14条 当社が行う付帯サービスは次のとおりとします。

- (1) BS視聴サービス

BS(衛星放送)視聴については、別途放送事業者との契約、又は料金の支払いが必要な番組

においては加入者が直接、放送事業者と契約手続きをすることとします。なお、BS受信自動制御システム（以下「BSパススルー」という）については、別に定める「BSパススルー設備変更・登録申込書」によるものとします。

(2) STBサービス

STBサービスについては、別に定める「STB（セットトップボックス）利用契約約款」によるものとします。

(3) かつぬまケーブルネット

かつぬまケーブルネットについては、別に定める「インターネット接続サービス契約約款」によるものとします。

(4) その他付帯サービス

前各号のほか、当社が取り次ぐ又は提携事業者が提供する付帯サービスについては、当該サービスに係る契約約款その他の定めによるものとします。

(定めのない事項)

第 15 条 この約款に定めのない事項が生じた場合は、当社及び加入者は約款の趣旨に従い、誠意をもって協議のうえ解決にあたるものとします。

附則

~~この約款は、令和3年1月1日から適用します。~~

この約款は、令和8年7月1日から適用します。